「環境の保全と創造に関する条例」に基づく

温暖化防止特定事業(温暖化アセス)実施届出書

届 出 マ ニ ュ ア ル (平成27年1月)

兵庫県では、事業者から排出される温室効果ガス排出抑制のため、「環境の保全と創造に関する条例」(以下「条例」という。)により、平成8年7月1日から事業者が一定規模以上の工場等の新設・増設を行う場合に、特定物質(温室効果ガス)の排出抑制対策について届出を行う「温暖化防止特定事業届出制度(温暖化アセス制度)」を施行しています。

届出書の作成にあたり参考となる事項についてとりまとめた当マニュアルを参考に、 特定物質(温室効果ガス)の排出抑制に努めていただくよう期待します。



< 目	次 >	兵庫県	具マン	スコ	ット	はばタン
温暖化	比防止特定事業届出制度(温暖化アセス制度)					
1	制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•	1
2	届出の対象となる事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•	1
3	届出書の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•	3
資料網						
1	環境の保全と創造に関する条例(抜粋)・・・・・・・・		•	•	•	9
2	環境の保全と創造に関する条例施行規則(抜粋)・・・・・		•	•	•	10
3	環境の保全と創造に関する条例に規定に基づく温暖化防止配原	盧指	針			11

届	兵庫県 農政環境部 環境管理局 温暖化対策課 推進班
出	電 話 078-362-3284 ファックス 078-382-1580
窓	メール ondankataisaku@pref.hyogo.lg.jp
	〒650-8567(県庁専用)(神戸市中央区下山手通5-10-1 1号館2階)
	様式等は「兵庫県の地球温暖化防止対策」HPからダウンロードが可能です。
ホーム	検索サイトで、「兵庫県 温暖化アセス」で検索してください。
ページ	または、下記アドレスを入力してください。
	http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/tikyu_ondanka/asess2.html

温暖化防止特定事業届出制度(温暖化アセス制度)

1 制度の概要

兵庫県では、事業者から排出される温室効果ガス排出抑制のため、平成8年7月1日から「温暖化防止特定事業届出制度(温暖化アセス制度)」を施行しています。

この制度は、一定規模以上の工場・事業場の新設・増設や、一定規模以上の設備の新設・増設・更新を行う場合に、温室効果ガスの排出抑制対策について、**工事着工前に県に届出を義務付けているものです。**

2 工事着工前までに届出が必要となる事業

届出の対象となる事業は、次のとおりです(条例施行規則第45条の4関係)。

特定事業の種類	規模要件	内容
工場等の設置又は 増設 工場・事業場の新 設・増設や、工 場・事業場内の設 備の新設・増設・ 更新を指します。	使用するエネルギー(燃料、熱および電気をいう。)の量を原油の量に換算した量**	①年間 1,500 キロリットル以上の 規模の工場等の設置又は 増設を行う時 ②設置又は増設により、工 場等の総エネルギー使用 量が初めて①の規模以上 となる時
	排出するHFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ のいずれかについて、その量を二酸化炭素の量に換算した量(ただし、NF ₃ は平成 27 年度から適用)	設を行う時

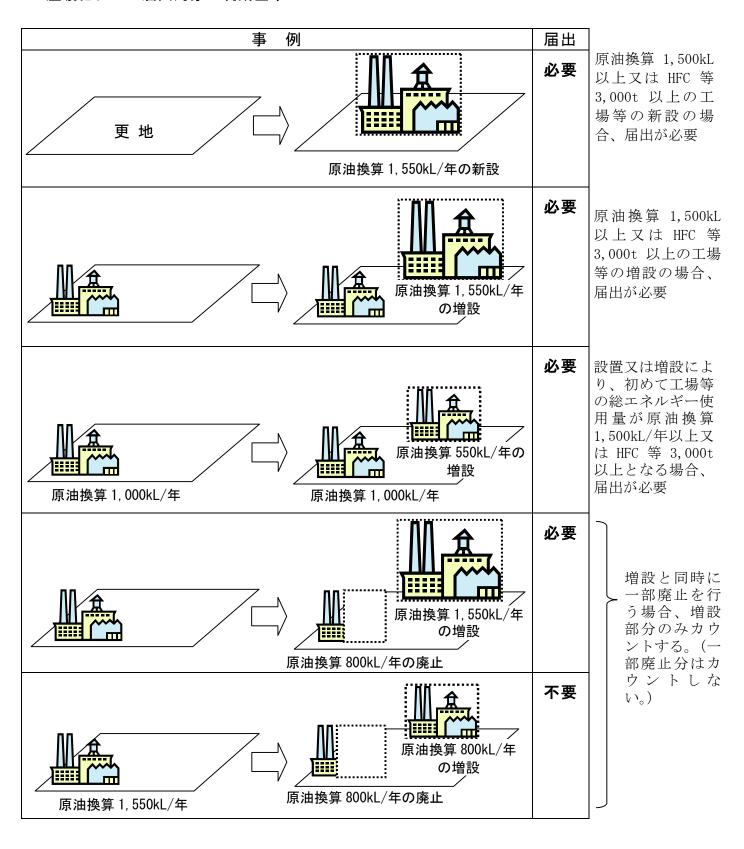
注:「1,500 キロリットル以上」又は「3,000 トン以上」の判断は、標準的な操業状態を想定した際のエネルギー使用量又は二酸化炭素排出量で行います。

※使用するエネルギーの量を原油の量に換算した量

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づく方法で算定したエネルギー使用量のこと。(以下①~③の合計値)

- ´①1年間に使用する燃料(省エネ法施行規則第4条第1項に従い算定)
- ②1年間に他人から供給される熱(省エネ法施行規則第4条第2項に従い算定)
- ③1年間に他人から供給される電気(省エネ法施行規則第4条第3項に従い算定)

≪温暖化アセス届出対象の判断基準≫



2 届出書の記載例

様式第34号(第45条の4関係) 温暖化防止特定事業実施届 平成〇〇年××月〇〇日 兵庫県知事 様 届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 00市00町 00-00 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 口口工業 代表取締役 兵庫 太郎 印 担当者氏名 温暖化アセス制度の対 兵庫 花子 象となる事業の目的を 電話(000)000-0000 番 記載してください。 特定事業の目的 既存の神戸工場に、加熱炉を増設する。 温暖化アセス制度の対象事業 ごとに設定されている基準で 株式会社口口工業口口工場 名 称 記載してください。 工場等の増設 エネルギー使用量(原油換算)年間1,800kL 特定事業 (工場等の設置又は増設により、工場等の総エネルギー 規 模 の内容 使用量が初めて年間1,500kL以上となる時) △△市○○町 ○○-○○ 実 施 場 所 施設設置のスケジュール等を記 載してください。 特定物質の排出を抑制する 別紙1のとおり ために講ずる措置 平成〇年〇月〇日 工事着手 スケジュール 平成口年口月口日 使用開始 考 備 施設の構造図及び配置図は、別紙2のとおり A 4 届出書の添付書類としては、以下のようなものが考えられます。 届出内容に応じて必要書類を添付してください。 • 事業概要 工場等の周辺図 ・新設等する施設の配置図 新設等する施設の構造図 ・新設等する施設に係る工程図(フロー図) ・温室効果ガス排出抑制のために講ずる措置に関する説明資料

別紙1 温室効果ガス排出抑制のために講ずる措置

1 使用燃料等の種類及び使用量(措置後)

OOkL/年 ガソリン OOkL/年 天然ガス OOm³/年 電力 OOkWh/年

2 温室効果ガスの排出量

(単位 t-CO₂/年)

種類	措置前	措置後	削減量
二酸化炭素	00	ΔΔ	
メタン	00	ΔΔ	
合計	000	ΔΔΔ	000

注) 措置前:新増設時、特段の温室効果ガス排出抑制の措置をとらなかった場合の排出量措置後:排

出抑制の措置を行った場合の排出量

措置の内容については、「温暖化防止 配慮指針」(本マニュアルp11参照)等を 参考にし、可能な限り詳細に記載して ください。

- また、必要に応じ、補足説明資料を添 3 各種の対策 (1) 省エネルギー・省資源型事業活動の徹底 4 付してください。

 - ① 高効率技術の採用

増設する加熱炉は、××方式を採用することにより、従来の技術より〇%の効率がア ップします。これにより、従来技術に比べOkt の二酸化炭素削減となります。

② エネルギーの転換

加熱炉の増設にあわせ、次の施設の燃料転換を行う。

施設名 現燃料 転換後燃料

00 A重油 天然ガス

これにより、従来に比べ口kt の二酸化炭素削減となります。

③ 環境に配慮した商品等の購入(グリーン購入)

省エネ機器や再生品を利用した商品等の購入を行う。

④ 省エネルギーに配慮したワークスタイルの徹底 屋休み時の主電源オフや不要な照明の消灯等省エネルギーを徹底し、従来に比べ口k tの二酸化炭素削減となります。

⑤ 廃棄物の減量化・リサイクルの推進 事業所全体のリサイクル率を〇〇%とし、廃棄物を年間口 t 削減する。

- (2) グリーンエネルギーの導入
 - 加熱炉からの廃熱を回収し、従来に比べ口kt の二酸化炭素削減となります。
 - ② OOkWの太陽光発電施設を設置し、口kt の二酸化炭素削減となります。
- (3) 工場や事業所ビルの省エネルギー化
 - ① 事務所棟の断熱強化を実施し、従来より口kt の二酸化炭素削減となります。
 - ② 事務所棟の省エネ型空調機を採用し、従来より口kt の二酸化炭素削減となります。

削減量の根拠とな る計算式を記載 し、資料を添付し てください。

- (4) 環境に配慮した自動車の利用
 - ① 低公害車を〇台導入し、口ktの二酸化炭素削減となります。
 - ② 製品等の配送の合理化等により、自動車の走行距離を △ k m削減し、口ktの二酸化炭素削減となります。
- (5) 二酸化炭素吸収源の確保
 - ① 敷地緑化 (OOm^2) 及び屋上緑化 (OOm^2) を行います。なお、緑化率は、OO% (敷地総面積 OOm^2) になります。
- (6) 木材資源の有効活用
 - ① 事務所棟で可能な限り木製品を使用します。
- (7) メタン・一酸化二窒素の対策
 - ① 廃棄物焼却施設の燃焼管理の徹底を行うことにより、排出抑制を図ります。
- (8) ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の対策
 - ① ハイドロフルオロカーボンや六ふっ化硫黄の使用にあたっては、漏洩のないよう 定期点検を行う他、使用機器の修理・廃棄にあたっては、適切に回収を行います。
 - ② ノンフロン冷凍機を使用する。
- (9) 自主的な行動計画の策定と体制の整備
 - ① 温室効果ガスの排出抑制計画を〇年口月までに策定する。
 - ② 環境マネジメントシステムを〇年口月までに構築する。
 - ③ 社員への環境保全研修を実施する(年1回)

≪別紙の記載方法≫

1 使用燃料等の種類及び使用量(措置後)

燃料の種類別に、排出抑制措置を行った後の年間使用量を記載してください。

2 温室効果ガスの排出量

温室効果ガスの種類別に、排出抑制措置をとった場合と、とらなかった場合の排出量の予測値を算出し、削減量を記載してください。

【特定物質排出量の算定方法】

条例に規定する特定物質(温室効果ガス)の種類

条例に規定する特定物質は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第1条及び第2条に定める「温室効果ガス」としています。条例では、これらの物質について、排出抑制に努めていただくこととしています。

- •二酸化炭素
- ・メタン
- •一酸化二窒素
- ・ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- ·パーフルオロカーボン (PFC)
- ・六ふっ化硫黄(SF。)
- ・三ふっ化窒素 (NF₃) ※ ※平成27年度から適用

- 特定物質排出量の算定方法

① 県HP (本マニュアルの表紙参照) 掲載の集計結果表の「【措置前】集計結果表 CO2」 シート等 (CH4、N20、HFC、PFC、SF6 のシートについても忘れずにチェック願います) に、 対象となる活動の区分ごとに、燃料、熱、電力、廃棄物等の量を入力します。

使用機関等(ガス機関又はガソリン機関など)によっては、同じ燃焼行為であっても二酸化炭素の他にメタンや一酸化二窒素が発生することがありますので、集計結果表の活動の区分欄をくまなくチェックしてください。

- ② 同様に、「【措置後】集計結果表 CO2」シート等にも入力します。
- ③ 集計結果表に示された「措置前」及び「措置後」の特定物質の種類ごとの温室効果ガス 排出量(二酸化炭素換算 kg-CO₂)合計値について、本届出様式に、特定物質の種類ご とに転記し、合計します。
 - ※活動の区分は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省・経済産業省)」 (http://ghg-santeikohyo. env. go. jp/manual) に従って記入します。
 - ※代表的な施設の解説については、次ページ以降に載せています。
 - ※単位発熱量や排出係数等について、事業者の実測等による数値を用いた場合は、その 根拠となる資料(サンプル数や個別の測定結果等)を添付します。

それが困難な場合は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルに示された数値を使用してください。

※電力について、関西電力等から購入の場合、その年度の各社の排出係数を用いてください(各社のホームページ等で確認してください。)。

3 各種の対策

省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入、低公害車の導入など、事業の実施に際して取組む温室効果ガス排出抑制措置について具体的に記載してください。

措置を講ずることにより削減される温室効果ガス排出量についても、可能な限り数値 目標を設定し、削減効果が算定可能な対策については、削減量を記載してください。

(参考) 代表的な施設の解説

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省・経済産業省)から抜粋

施設等の種類	施設等の特徴等
ボイラー	燃料を燃焼させて得た熱を水に伝え、水蒸気や温水に換える熱源機器をいう。なお、吸収式冷温水発生機もボイラーに含まれるものとする。
常圧流動床ボイラー	粗く砕いた燃料の下から空気を吹き付け、ある高さで流動状態とし、この状態の燃料を 常圧下で燃焼させ、蒸気を発生させるボイラー。
加圧流動床ボイラー	加圧用の圧力容器が存在し、この圧力容器内に流動床ボイラーが収納されているものをいう。
ガス加熱炉	原料油から都市ガス等の製品ガスを製造する過程で、原料油を加熱するために用いる炉。 加熱された原料油は、ガス発生炉で分解されてガスになる。燃料は一般的に LPG 又は ナフサが使われる。
焙焼炉	焙焼とは、鉱石等を融点以下の温度に熱し、酸素、水蒸気、炭素の酸化物、塩素などと相互に作用させて鉱石等に化学変化を起こさせ、処理しやすい化合物に変えたり、有害成分を除去するような操作をいう。焙焼炉は鉄鋼や非鉄金属の製造における鉱石精錬の予備処理及び硫酸の製造等に使用されている。
焼結炉	焼結とは、一般的に金属精錬の予備処理として、粉状の鉱石を高温度に加熱し塊状にする操作をいい、このような操作を行う炉を焼結炉という。最も一般的なのは製鉄業における鉄鉱石の焼結である。
ペレット焼成炉	ペレット製造工程は大別すると粉砕、生ペレットの製造、焼成の3工程に分かれるが、 この焼成工程で使われる炉をペレット焼成炉という。
か焼炉	か焼とは、物質を空気中で強熱し、揮発性成分を除く操作をいい、その温度範囲は物質 の融点より低い温度で行われる。例えば、アルミナの製造時や硫酸鉄から酸化鉄を生成 する場合にか焼炉を用いる。
金属溶解炉	金属成分を含んだ金属くず、金属スクラップ、金属かす等を溶解又は二次精錬して金属製製品を作るために用いられる溶解炉、金属を溶解して合金を作るために用いられる溶解炉及び金属の鋳造品を作るために用いられる溶解炉がある。型式としては、反射炉、るつぼ炉(ポット炉)、竪型炉(キュポラ)、蒸留炉、電気炉がある(算定報告公表制度では金属溶解炉は燃料の燃焼による活動が対象となるので、電気炉は対象外となる)。
金属鍛造炉	鍛造を目的として鋼材を加熱する炉。
金属熱処理炉	金属又は金属製品を熱処理する目的で鋼材等を所定の温度に加熱する炉。熱処理とは金 属材料に所定の性質を与えるための熱的操作をいう。
金属圧延加熱炉	スラグ、ブルーム等の鋼片を最終製品に圧延するために加熱を行う炉。
石油加熱炉	一般に石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造工程で使用される加熱炉であり、単純昇温加熱炉、熱分解加熱炉、熱改質加熱炉がある。
触媒再生塔	製油所において灯油以上の高沸点分を分解させる流動接触分解装置において、触媒の表面に生成したコークスを燃焼させて触媒を再生する再生塔をいう。
セメント焼成炉	セメントの焼成に用いるキルンをいう。
レンガ焼成炉	レンガの焼成に用いる窯をいう。
ドロマイト焼成炉	ドロマイトの焼成に用いられる窯で、竪窯と呼ばれる細長い円筒形の炉である場合が一般的である。
石灰焼成炉	石灰石の焼成に用いるキルン等をいう。石灰石を焼成すると生石灰が造られる。
炭素焼成炉	炭素製品を製造する際に焼成に用いられる。炭素製品はコークスなどの骨材をタールピッチなどの粘結剤とよく混合、成形、焼成、黒鉛化して製造される。焼成は成形品をコークス粉、ケイ砂などのパッキング材に埋めて、タールピッチの熱分解する 500~550℃まで、きわめてゆっくり上昇させて焼成する。
陶磁器焼成炉	陶磁器の焼成に用いる窯をいう。なお、碍子の焼成炉は陶磁器焼成炉に該当する。
ガラス溶融炉	大別するとるつぼ窯とタンク窯に分類される。大量生産される板ガラス、びんガラス、 管ガラスなどはタンク窯によって生産される。

施設等の種類	施設等の特徴等
反応炉	化学反応を起こさせるため加熱し、その炉内で反応させるもの。カーボンブラックの製造、二硫化炭素等の製造に用いる(算定・報告・公表制度では、CH4についてはカーボンブラックの製造は別の区分で計上する)。
直火炉	被加熱物と炎又は燃焼ガスが直接接触することにより過熱する炉であるが、原料を煮る、 炒める等の目的で間接加熱されるものも含まれる。
骨材乾燥炉	骨材の乾燥に用いる施設をいう。アスファルトプラントの中で、砕石砂利等の骨材を乾燥加熱する円筒回転式の炉で、ドラムの一端より骨材を投入し、他端から重油又は灯油等のバーナーで加熱する。
洗剤乾燥炉	粒状洗剤の乾燥に用いる施設をいう。代表的な施設としては、噴霧乾燥炉(いわゆるスプレードライヤー)がある。これは、微小粒子懸濁液、溶液又はスラリー等の液状原料を噴霧して熱風中に分散させ、高温気流と接触させて瞬間的に球状の粉粒体に造粒乾燥を行う炉である。
ガスタービン	遠心式又は軸流式の回転式圧縮機で燃焼用空気を圧縮して燃焼器に送り込み、燃料を燃 焼器に吹き込んで燃焼させ、その際に発生した高温・高圧の燃焼ガスによって遠心式も しくは軸流式タービンを回転させる内燃機関をいう。コージェネレーションシステムも 含まれる。
ディーゼル機関	圧縮して高温になった空気に燃料を吹き込んだ時に起きる、自己着火をもとにした爆発 でピストンを押し出す内燃機関をいう。コージェネレーションシステムも含まれる。
ガス機関	主に気体燃料を用い、燃料と空気の混合気をシリンダ中に吸入し、この混合気をピストンで圧縮したあと点火、燃焼・膨張させて(予混合燃焼)ピストンを往復運動させる内燃機関をいう。
ガソリン機関	燃焼機関の構造はガス機関と同様であるが、主に液体燃料を用いるため燃料を気化させる装置が必要となる。コージェネレーションシステムも含まれる。
業務用のこんろ、湯 沸器、ストーブその 他の事業者が事業活 動の用に供する機械 器具	こんろ、湯沸器、ストーブが主な対象器具であるが、これらに類する機械器具も対象となる。こんろについては、可搬式のものも含まれる。また、LPG 芝刈り機のように燃焼反応を伴う芝刈り機も対象となる。

資料編

1 環境の保全と創造に関する条例(抜粋)

第6章 地球環境の保全等

第1節 地球環境の保全等に関する施策の推進

第 141 条 県は、地球環境の保全等を図るため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、地球環境の保全に関する調査研究並びに環境の状況の監視、観測及び測定並びに環境の保全と創造に関する情報及び技術の提供等に関する施策を推進するものとする。

第2節 地球の温暖化の防止

(地球の温暖化の防止に関する施策の計画的な実施)

第 142 条 県は、地球の温暖化の防止に資するため、大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質の総量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するための総合的な施策を計画的に実施するものとする。

(特定物質排出抑制計画の作成等)

第 142 条の2 大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定めるもの(以下この節において<u>「特定物質」という。)</u> (以下、略)

(特定事業における排出の抑制)

- 第 143 条 事業者は、特定物質の総量を抑制するため、特定物質を排出する工場等のうち規則で定める規模以上のものの設置その他の特定物質の排出の抑制のために必要な措置を効果的に講ずることができる事業のうち規則で定めるもの(以下「特定事業」という。)を行おうとするときは、知事が定める指針に基づき必要な措置を講ずること等により、特定物質の排出を抑制するように努めなければならない。
- 2 事業者は、特定事業を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定事業の目的及び内容
 - (3) 特定物質の排出を抑制するために講ずる措置
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 環境の保全と創造に関する条例施行規則(抜粋)

(特定物質排出抑制計画の作成等)

- 第45条 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。
 - (1) ハイドロフルオロカーボン (地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成 11 年政令 第 143 号) 第 1 条各号に掲げるものに限る。以下同じ。)
 - (2) パーフルオロカーボン (地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第2条各号に掲げるものに限る。以下同じ。)
 - (3) 六ふっ化硫黄
 - (4) 三ふっ化窒素

(特定事業の実施の届出等)

- 第45条の4 条例第143条第1項に規定する規則で定める規模は、次の各号のいずれかに掲げる規模とする。
 - (1) エネルギーの使用量を第45条第2項第1号に規定する方法に準じて原油の量に換算したものが1年間当たり1,500キロリットル
 - (2) 排出するハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ 化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が1年間当たり3,000トン
- 2 条例第 143 条第1項に規定する規則で定める事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。
 - (1) 前項各号に定める規模以上の工場等を設置し、又は増設する事業
 - (2) 工場等を増設する事業であって、増設後の工場等の規模が前項各号に定める規模以上となるもの(前号に掲げる事業を除く。)
- 3 条例第143条第2項の規定による届出は、温暖化防止特定事業実施届(様式第34号)によってしなければならない。

3 環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく温暖化防止配慮指針

平成8年6月12日兵庫県告示第907号の4 改正 平成12年7月25日兵庫県告示第1003号の2 改正 平成26年8月1日兵庫県告示第691号

環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第143条第1項の規定による 温暖化防止配慮指針を次のとおり定め、平成8年7月1日から施行する。

- 1 温暖化防止対策の採用に当たっては、次に掲げる事項を検討するものとする。
 - (1) 別表に掲げる区分ごとに、温暖化防止対策の技術レベル等を調査し実施可能な最大限の 努力をはらうことを前提として、導入可能性を検討すること。
 - (2) 工場等の増設等の場合にあっては、増設等の部分だけでなく、工場等の全体に対する温暖化防止対策を併せて検討することが望ましい。
- 2 特定物質排出抑制効果の程度の予測に当たっては、次のとおりとする。
 - (1) 検討を行った温暖化防止対策について、特定物質排出抑制効果を可能な限り定量化すること。
 - (2) 効果の予測方法は、燃料、廃棄物又は特定物質種類ごとの排出係数から算出する方法又はこれに準ずる方法により行うこと。
- 3 対策の採用に当たっては、技術レベル、抑制効果及び経済性等を総合的に評価して決定すること。

前 文(抄) (平成12年7月25日告示第1003号の2) 平成12年9月1日から施行する。 前 文(抄) (平成26年8月1日告示第691号) 平成26年8月1日から施行する。

別表 排出抑制措置の[
区分	排出抑制措置の内容
1 省エネルギー等	1 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点
低炭素型事業活動	検整備
の徹底	2 原材料の変更による特定物質排出量の抑制
	3 最適燃焼制御
	4 工程の削減・連続化
	5 建物外気温が低い場合における外気導入による冷房用エネルギーの削減
	6 燃料転換(二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの利用)
	7 ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)の導入等によるエネ
	ルギー管理システムの採用
	8 空調設備等の設備機器の効率の良い運転のための点検及び保守管理
	9 エネルギー効率の良い事務機器等の使用
	10 夏期冷房摂氏 28 度、冬期暖房摂氏 20 度の維持による室内温度管理の適
	正化
	11 空調設備又はエレベーターの台数制御その他のエネルギーの使用の合理
	化に配慮した運転手法の採用
	12 昼休みの一斉消灯
	13 会議室などの冷暖房機器の使用後の運転停止
	14 小集団活動等を通じた省エネルギー活動
	15 環境マネジメントシステムの導入等、自主的な行動計画の策定と体制整
	備、環境情報の公開・提供
2 製造設備又は事	1 熱源設備におけるコージェネレーションシステム、蓄熱システム、燃料
務所ビルの低炭素	電池等の高効率熱源機器の採用
化	2 空調設備、エレベーター等の設備におけるエネルギー低消費型機器の
	採用
	3 Hf(高周波点灯形)照明、LED(発光ダイオード)照明等高効率照明機器や
	人感センサーの採用
	4 地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用
	5 高効率給湯機器の採用
	6 断熱性能を高める二重窓や複層ガラス等の導入
	7 建築物等の長寿命化
	8 電動機器のインバータ制御化
	9 木製品の有効活用、建築物の木質化
3 再生可能エネル	1 太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーその他の再生可能エネルギ
ギー・未利用エネ	一の利用
ルギーの利用	2 製造工程における廃熱の利用(リジェネバーナーやバイナリー発電の導
	入等)
	3 廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用
4 自動車等に関す	1 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備
る対策(工場等の	2 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電
敷地外を走行する	池車等の導入
自家用車(業務に	3 車両の大型化、トレーラー化
使用するものに限	4 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化
る。))	

4 点私去然)。眼上	
4 自動車等に関す	5 輸送ルート・輸送手段の工夫
る対策(工場等の	6 適正車種選択
敷地外を走行する	7 積載率の向上
自家用車(業務に	8 テレビ会議システム等の利用による交通量の削減
使用するものに限 る。))	9 公共交通機関の利用による自動車使用頻度の低減
る。))	10 自動車の性能維持のための定期的な点検整備
	11 エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行
	12 エコドライブ関連機器の導入
5 荷主としての対	1 省エネ責任者の設置並びに社内研修体制の整備及びその要請
策(貨物委託輸送	 2 自家用貨物車から営業用貨物車への転換
におけるもの)	3 貨物列車・船舶等へのモーダルシフト及びその要請
	4 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電
	池車等の使用の要請
	5 車両の大型化、トレーラー化の要請
	6 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化の要請
	7 輸送ルート・輸送手段の工夫の要請
	8 適正車種選択の要請
	9 積載率の向上の要請
	10 自動車の性能維持のための定期的な点検整備の要請
	11 エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行
	の要請
	12 エコドライブ関連機器の導入の要請
6 ハイドロフルオ	1 地球温暖化係数が低い物質への転換又は特定物質に該当しない物質への
ロカーボン等(特	転換若しくは当該物質の開発
定物質のうち、二	2 ハイドロフルオロカーボン等の容器への充てん時・製品への封入時等の
酸化炭素を除くガ	漏えい防止の徹底、ハイドロフルオロカーボン等使用機器からの冷媒等の
スに係るもの)の	回収又は代替物質使用機器の使用優先
排出抑制	3 廃棄物処理によるメタン削減対策又は焼却施設等燃焼過程から排出され
	る一酸化二窒素削減対策
7 廃棄物の排出抑	1 使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用
制・再利用	2 分別回収品目の拡大
	3 廃棄物のリサイクル
8 県内のプロジェ	1 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度により
クトで創出された	「 国内におりる地球温暖に対象のための特面的機・吸収量認証的及により 兵庫県内で創出された J ークレジット等の購入
クレジットの購入	
7 . • 7 1 .> M17 •	2 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書(グリーンエネルギー認証セン
	ターの認証を受けたものに限る。)の購入
	3 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書(グリーンエネルギー認証センタ
	一の認証を受けたものに限る。)の購入
9 その他、緑化等	
の取組、県外・海	2 兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組
外等における取組	3 再生可能エネルギーによる発電を目的とした「ひょうごグリーンエネル
	ギー基金」(事務局:公益財団法人ひょうご環境創造協会) への寄附
	4 環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品等の購入(グリ
	ーン購入)
	5 その他の地球温暖化対策(県外又は海外における二国間クレジットの取
	ーン購入)